

令和4年11月29日

子ども家庭福祉の認定資格の試験について

【本検討会・WGにおける議論のフレームワーク】

- 子ども家庭福祉の認定資格の試験は、当該試験に合格した者が、当該資格取得者となる資格を有することとした上で、
当該試験については、資格取得時点において基本的な知識及び技術が備わっていることを確認・評価するものとして位置づけることとしてはどうか。
また、当該試験は認定研修の内容の標準化や充実を促進する機能も有していることに留意することとしてはどうか。
- 子ども家庭福祉の認定資格の試験に係る受験資格については、
 - ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、特定の施設において2年以上相談援助業務（児童及びその保護者に対して児童の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。以下同じ。）を含む業務に従事したものであって、子ども家庭福祉の認定資格取得者として必要な知識及び技術を習得（※）したもの
(※) 子ども家庭福祉に係る研修課程を修了したもの
 - ・特定の施設において4年以上相談援助業務に従事したものであって、子ども家庭福祉の認定資格取得者として必要な知識及び技術を習得（※）したもの
(※) 子ども家庭福祉に係る研修課程及びソーシャルワークに係る研修課程を修了したもの
 - ・保育士として4年以上相談援助業務を含む業務に従事したものであって、子ども家庭福祉の認定資格取得者として必要な知識及び技術を習得（※）したもの
(※) 子ども家庭福祉に係る研修課程及びソーシャルワークに係る研修課程を修了したものとしてはどうか。
- 子ども家庭福祉の認定資格取得者は、様々な施設や機関等へ就労する可能性があることから、試験は、**子ども家庭福祉分野における相談支援等**に係る必要不可欠な基本的な知識及び技術等について出題し、特定の施設においてのみ必要とされる詳細な知識については、出題しないこととしてはどうか。

【子ども家庭福祉の認定資格の試験について】

1. 試験の頻度について

- 今回の資格の試験については、子ども家庭福祉に係る相談支援等を行う現場で働く職員が受講することが主に想定されていることも踏まえつつ、認定機関における試験実施の負担も考慮し、毎年一回以上、認定機関が行うこととしてはどうか。

2. 出題内容、出題形式について

- 子ども家庭福祉に係る課程及びソーシャルワークに係る課程として履修した基本的な知識や技術を問う問題が適切に出題されるよう、認定機関において出題内容を十分に検討することとしてはどうか。
- 今回の資格の試験については、児童の福祉に関する専門的な対応をする事項について、相談等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有していることを確認するために行うものであることから、免除科目によらず、試験については一律に課すこととしてはどうか。具体的には、①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、特定の施設において2年以上相談援助業務を含む業務に従事したもの、②特定の施設において4年以上相談援助業務に従事したものであって、子ども家庭福祉の認定資格取得者として必要な知識及び技術を習得したもの、③保育士として4年以上相談援助業務を含む業務に従事したものであって、子ども家庭福祉の認定資格取得者として必要な知識及び技術を習得したものについて、子ども家庭福祉に係る研修課程・ソーシャルワークに係る研修課程の科目を一部免除された場合でも、当該免除科目に係る内容も含めた試験を受験することとしてはどうか。
- 今回の資格の試験を受ける者については、特定の施設において、一定の実務経験を積んだ上で、演習により実践的な力を身に付けた者であることを踏まえ、応答技法などの実技試験は行わないこととしてはどうか。
- 今回の資格は、子ども家庭福祉に係る相談支援等を行う現場で働く職員等が受験することが主に想定されていることも踏まえ、試験の受験のしやすさにも考慮し、選択肢式の出題形式としてはどうか。
- 一方、今回の資格は、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応をする事項に対応できるようにするために創設するものであることを踏まえ、実践能力が備わっていることを確認・評価できるよう、理解力・解釈力・判断力を問うことができる事例問題（※）による出題も含めることとしてはどうか。
(※) 与えられた情報を理解・解釈してその結果に基づいて回答する問題や、設問文の状況を理解・解釈した上で、各選択肢の持つ意味を解釈して具体的な問題解決を求める問題を指す。
- また、出題基準については、本WGでの議論を踏まえ作成されたカリキュラムで示

された「想定される研修内容の例」を参考に、試験の趣旨等を踏まえ、認定機関において、試験科目別出題基準の検討を行うこととしてはどうか。

3. 合格基準等について

- 合格基準については、今回の資格が子ども家庭福祉に係る相談支援等を行う現場で働く職員が受講することが主に想定されていることも踏まえ、資格取得時点において子ども家庭福祉分野における相談支援等に必要な基礎的な知識及び技術が備わっていることを確認することができるような基準としてはどうか。

4. 試験日程及び試験時間について

- 試験日程については、今回の資格は、都道府県や市区町村等における、子ども家庭福祉に係る相談支援等を行う現場で働く職員等が受験することが主に想定されていることも踏まえ、1日のみで試験を終えることや休日に実施すること、オンライン化も含めた実施の可能性等について、認定機関において検討することとしてはどうか。等について、認定機関において検討することとしてはどうか。
- 試験時間については、理解力・解釈力・判断力を問うことができる事例問題による出題も含むことも踏まえ、解答に必要とされる時間を考慮した上で（※）、適正な試験時間を確保することとしてはどうか。

（※）短文や長文により状況等が設問に付された問題については、知識の想起によって解答できる問題と比べ、総文字数が多くなることが想定される。

5. その他事項について

- 試験を実施する期日等の試験の実施に必要な事項は、試験機関があらかじめ、HP等において公開することとしてはどうか。
- また、障害を有する方や性的マイノリティの方等、特別な配慮が必要な方に対しては、試験用紙の記入の仕方や拡大解答用紙の準備、別室での受験などの合理的配慮を行うこととしてはどうか。
- 加えて、災害・感染症などの社会情勢に応じて、予備問題の作成や試験の日程の追加等について配慮を行うこととしてはどうか。